

京都市告示第 115 号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成20年5月20日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

細野上区町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に関する事。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (6) その他の会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区域

京都市右京区京北細野町不動ヶ谷3番地から京都市右京区京北細野町宮ノ上16番地までの区域

4 事務所

京都市右京区京北細野町上壬生垣内1番地の1

5 代表者の氏名及び住所

片山 毅 京都市右京区京北細野町下壬生垣内13番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成20年5月14日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)